

仕 様 書

1 件 名	坪井児童館放課後児童クラブ仮設建物の賃貸借		
2 履行場所	広島市佐伯区三宅四丁目 10 番 1 号 五日市観音小学校敷地内 (用途地域) 第一種中高層住居専用地域 (建蔽率 60% 容積率 200%) (防火地域) 防火指定なし (そ の 他) 市街化区域、景観計画重点地区区域 (一般区域)、居住誘導区域		
3 概 要	用 途	放課後児童クラブ	
	構 造	軽量鉄骨造 2 階建て	
	規 模	延べ床面積 400 m ² 程度	
	その他詳細は、図示による。		
4 履行期間	契約締結の日から令和 13 年 2 月 28 日まで (設 置 期間) 契約締結の日から令和 7 年 11 月 30 日まで (賃貸借期間) 令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日まで (撤 去 期間) 令和 12 年 12 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日まで		
5 付帯設備	電気設備・機械設備・消防設備・上下水道設備その他、法令により設置を義務づけられている設備		
6 図面 仕様書	図 面	A-01～A-7 7 枚	計 7 枚
	仕様書	No. 1～No. 12 12 枚	計 12 枚
7 仕様書	1 適正な施工の確保 (1) 関係法令を遵守し行うこと。 (2) 適切な資格、技術力を有する者を配置すること。 (3) 暴力団からのあらゆる不当な要求に対し断固としてこれを拒否すること。又、被害者に対しては速やかに警察に通報し、捜査協力に努めること。 2 建物等設置に係わる各種申請手続き (計画通知・消防設備計画書等に必要な書類及び図面の作成。検査済証の交付まで。) はすべて、賃貸人が遅滞なく行うこと。 尚、計画通知作成のため必要な調査についても併せて行うこと。 3 法令上必要とされる設備その他の費用は、賃貸人の負担とする。 4 下請契約について (1) 業務的的確な施工を確保するため、下請契約をしようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」(平成 3 年 2 月 5 日建設省経構発第 2 号) の趣旨により、下請契約における賃貸人の適正な選定、合理的な下請契約の締結、請負代金支払等の適正な履行、下請けにおける雇用管理等への指導を行い、本指針の遵守に努めること。 (2) 施工に際して、資材を購入し、又は、やむを得ず設置業務の一部 (主体部分を除く。) を第三者に請け負わせようとする場合は、極力地元業者に発注する。 5 安全の確保について 第三者に対する安全確保のため、万全の配慮を行い事故の発生を未然に防止するとように努めること。また、資材の搬入や搬出等の車両の出入りの際には、誘導員を配置する等して安全を期すること。		

6 災害防止対策等について

- (1) 施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」（建設事務次官通達平成 5 年 1 月 12 日付）及び「建築工事安全施工技術指針」（建設省営監発第 13 号の 2 ロ平成 7 年 5 月 25 日付）を遵守して公衆災害防止に努めること。また、クレーン車による作業中は、保安要員を配置し、車輛の出入りの際には、誘導員を配置する等、安全を期すること。
- (2) 作業場の内外を問わず、本工事にともなう危険・騒音・火災・風水害対策等は、関係法規に従って常に遺漏のないよう養生、看板、案内板等の方策を講ずること。また、騒音震度計を設置すること。
- (3) 施工中の騒音、振動、塵埃、飛散物、道路損傷、通行障害その他近隣に対する公害が発生しないよう各種法令を遵守し関係官庁の指導を受けて、施工にあたること。
- (4) 作業時間については、近隣への配慮を行うこととし、苦情等が出た場合は速やかに対応すること。
- (5) 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された建設機械を使用すること。
- (6) 騒音規制法・振動規制法により制限を受ける作業については市環境局環境保全課大気騒音係と打合せを行うこと。
- (7) 架線下（高圧線、電話線等）及びその付近でクレーン作業をする場合は、安全対策について関係会社と協議を行い、必要に応じ協議書を交わすこと。

7 施工中に発生する建設廃棄物等の処分について

- (1) 施工、解体により発生する建設廃材等の産業廃棄物並びに屑がら等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に適合するよう処理すること。
- (2) 設置時及び解体時に発生した廃棄物は、建設リサイクル法に基づき分別解体、再資源化を行い、資源の有効利用、適正処理を行うこと。
- (3) 現場内での焼却処理は禁止とする。
- (4) 工事発生土の良質土については、原則として場内利用とする。その他は構外搬出適切処分（自由処分）とする。但し、不法投棄のないよう責任を持って処理すること。

8 施工により、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 12 年法律第 113 号以下資源有効利用促進法という）に定める指定副産物（以下指定副産物）（建設発生土を除く）が発生する場合は、中間処理の許可を有する再資源化施設に搬出するよう努めること。なお、産業廃棄物に該当する指定副産物の運搬、搬出等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること。

9 ダンプトラック等による過積載の防止について

- (1) 最大積載重量を超えて土砂等を積み込まず、又は積み込みさせないこと。
- (2) さし柵装着車、「土砂を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）」（以下「ダンプ規制法」という。）の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）に土砂等を積み込まず、又は積み込ませないこと。
- (3) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車等を土砂等の運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設発生土の処理及び骨材の搬入等にあたって、下請業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) ダンプ規制法の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入車の使用を促進すること。
- (7) (1)～(6)のことについて、賃貸人は、下請業者を十分指導すること。

10 建物等の設置時及び解体時に車両がグラウンド内での作業を行う場合は、作業終了後、

	適切に整地を行い、原状回復すること。 11 地球環境保全対策について、特定フロンを使用した現場発泡ウレタンフォームを使用しないこと。また、工場製造の発砲樹脂板を使用する場合は、その製造過程で特定フロンを使用しないものに限る。
8 その他	1 落札者は、自らが広島県知事登録の一級建築士事務所であり、本件にかかる各種申請手続き等に、迅速に対応しなければならない。 2 建築士法に基づき、契約締結前に重要事項説明を行うこと。 3 施工に際して、事前に小学校等との協議の上、速やかに工程表及び仮設計画を作成し市担当者の承認を受けること。又、児童等の安全を確保するとともに小学校の運営上支障とならないよう配慮すること。 4 施工にあたって小学校（雨水枡、設備配管含む）に損傷を与えないよう十分注意し、損傷した場合は契約業者の責任において速やかに原状復旧すること。 5 電気、機械の付帯設備工事には、それぞれ所定の有資格者に施工させること。 6 掘削作業等において、地下埋設物等に干渉しないよう十分に留意すること。 7 雨天及び雨天直後にグラウンドに車両を入れないように努めること。やむを得ず入れる場合は、養生等を行うこと。また、工事車両等によるタイヤ跡等は速やかに保守して、場内清掃に努めること。また、工事現場から場外へ退場する際は、ハイウォッシャーなどによりタイヤを洗浄し、一般道路等を汚さないようにすること。 8 工事期間中は原則として4週8休とし、土日祝日の作業については事前に市担当者への報告及び承諾を必要とする。 9 工事着工に先立ち、現場代理人は建築確認済証の交付を確認すること。 10 積雪荷重は、適切な値を見込むこと。 11 仮設建物建設にあたり、工事における現場代理人は専任の監理技術者を選任しなければならない。監理技術者は一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。また、賃貸人と直接的且つ恒常的雇用関係にあるものとする。落札後速やかに、配置予定技術者の資格証を提出すること。また、雇用関係を証明する書類の写しを提出すること。 12 下請協力会社には、CCUS（建設キャリアアップシステム）の登録を行い、入場者の就業状況、資格・技能の把握に努めること。 13 賃貸人は、賃貸借期間中、賃貸借物件（備品及び設備等含む）に対し、受取人を賃貸人とする火災保険に加入すること。ただし、引き渡し後賃借人にて導入した管理物及び所有物は含まないものとする。費用は賃借料に含むものとする 14 現場工期は令和7年11月30日までとし、建物等の賃貸借期間は、令和7年12月1日から令和12年11月30日までの60ヶ月間とする。 ※当該仮設建物は、仮設許可申請を前提に調整しているが、再度、業務着手前には所管エリアの建築主事と協議を行い、確認の上で業務を行うこと。
9 提出書類等	1 契約後、速やかに計画通知書等に必要な書類を作成し、市担当者に提出すること。 2 工事着手前までに、以下の書類及び図面等を作成し、市担当者に提出すること。 〈必要図面等〉 平面図、立面図、断面図、着手届、工程表、仮設計画図等 3 工事完成後は、速やかに以下の書類を提出し、完了検査を受けること。 4 シックハウスに係る内装・換気扇の書類（2部提出） 出荷証明等（※証明できる写真並びに出荷証明） ・下地ベニヤ ・床、壁、天井仕上材量及び接着剤

	・小屋裏内断熱材 ※証明できる写真並びに出荷証明 ・換気扇 ※証明できる写真並びにカタログ ・環境測定 バッジ及び測定状況写真 分析報告書（1部） （その他） 全景写真、内部写真 ※平面図に写真を撮影時の方向を矢印で示し写真番号と合わせること。										
10 特記仕様	（建築工事） 1 特記ない限り、プレハブ本体はメーカー仕様とする。（責任施工とし、施工期間中の一切の責任を負うものとする。） 2 内装材（屋根裏を含む）は、すべてF☆☆☆☆材を使用すること。 3 間仕切り・内壁・天井に使用する軽鉄下地材は、賃貸借期間が5ヵ年と長期であるため、JIS規格認定品を使用すること。 4 床下地材に使用する木材は、環境への配慮により構造用針葉樹合板とすること。 5 強度上補足材等が必要な場合は、図示の有無に係らず取り付けすること。 8 建物及び多目的トイレの出入口の床レールは、埋め込み型にする等、段差を設けないこと。 9 外部の水切り等には衝突による怪我防止のために保護材を設けること。 10 外部建具の窓ガラスは、ペアガラス等を選定し、室内温度環境保持の向上を図ること。 11 外部に面するアルミ製建具（窓）の性能は、S-3（耐風圧性）、A-4（気密性）、W-3（水密性）とし、外れ止め、解放制限機能を持った製品とすること。 12 外部建具は転落防止の策を施すこと。 13 天井点検口は、市担当者と協議の上、必要な箇所に設置すること。 14 防火上主要な間仕切については、施行令第114条2項に準じた仕様とし、屋根裏まで区画すること。またその間仕切を貫通する配管、配線及びダクトは、適法な区画貫通処理を行うこと。 15 仮設建物のグラウンド側には防球ネットを設置すること。（参考図参照） 16 入札時の地耐力は50kN/m²を仮定値とする。なお、設計業務における地質調査において検査結果が異なった場合、その措置については、落札者及び市担当者において誠実に協議を行う者とする。 17 以下の表の仕様や備品等については、以下の内容や参考図等を参考とするが、市担当者と協議の上速やかに図面を作成し、市担当者の承認を得ること。 （外部仕上表） <table border="1"> <tr> <td>基 礎</td><td>鉄筋コンクリート造布基礎 ＊賃貸借期間が5ヵ年と長期であるため、リース用基礎は認めない。</td></tr> <tr> <td>根 廻 り</td><td>コンクリート打放し（床下換気口取付け（適切な箇所数））</td></tr> <tr> <td>屋 根</td><td>ガルバリウム鋼板折板二重葺き 厚 0.6mm 山高 130mm 以上 （GL 鋼板＋グラスウール 10kg/m³ 厚 100mm＋GL 鋼板） （裏面：発砲ポリエチレンフォーム 厚 4mm ）</td></tr> <tr> <td>外 壁</td><td>壁パネル（両面カラー鋼板 芯材ウレタンフォーム） 厚 40mm 以上</td></tr> <tr> <td>樋</td><td>・軒樋、堅樋はメーカー仕様とする（雨水配管及び雨水桝も含む）。 ・原則 10M 以内及び分岐部分（角部も含む）には、雨水排水桝を設置し、既設の雨水側溝に繋ぐこと。なお、配管や軒樋の勾配</td></tr> </table>	基 礎	鉄筋コンクリート造布基礎 ＊賃貸借期間が5ヵ年と長期であるため、リース用基礎は認めない。	根 廻 り	コンクリート打放し（床下換気口取付け（適切な箇所数））	屋 根	ガルバリウム鋼板折板二重葺き 厚 0.6mm 山高 130mm 以上 （GL 鋼板＋グラスウール 10kg/m ³ 厚 100mm＋GL 鋼板） （裏面：発砲ポリエチレンフォーム 厚 4mm ）	外 壁	壁パネル（両面カラー鋼板 芯材ウレタンフォーム） 厚 40mm 以上	樋	・軒樋、堅樋はメーカー仕様とする（雨水配管及び雨水桝も含む）。 ・原則 10M 以内及び分岐部分（角部も含む）には、雨水排水桝を設置し、既設の雨水側溝に繋ぐこと。なお、配管や軒樋の勾配
基 礎	鉄筋コンクリート造布基礎 ＊賃貸借期間が5ヵ年と長期であるため、リース用基礎は認めない。										
根 廻 り	コンクリート打放し（床下換気口取付け（適切な箇所数））										
屋 根	ガルバリウム鋼板折板二重葺き 厚 0.6mm 山高 130mm 以上 （GL 鋼板＋グラスウール 10kg/m ³ 厚 100mm＋GL 鋼板） （裏面：発砲ポリエチレンフォーム 厚 4mm ）										
外 壁	壁パネル（両面カラー鋼板 芯材ウレタンフォーム） 厚 40mm 以上										
樋	・軒樋、堅樋はメーカー仕様とする（雨水配管及び雨水桝も含む）。 ・原則 10M 以内及び分岐部分（角部も含む）には、雨水排水桝を設置し、既設の雨水側溝に繋ぐこと。なお、配管や軒樋の勾配										

		には十分に配慮すること。 ・堅樋は GL から 1.8m の高さまで保護管 (VP90) を設置すること。
	外部建具	サッシ ・アルミ製 2 枚引違い戸 シリンダー錠、戸車、サムターン、バーハンドル ・アルミ製引違い戸 すべり出し錠、サムターン、戸車 ・アルミ製引違い窓 ガラス ・出入口 強化透明 厚 4mm ・窓 強化透明 厚 4mm 空気層 厚 8mm 強化透明 厚 4mm (トイレは強化型板 厚 4mm)
	(内部仕上表 (トイレを含む))	
	床	床パネル (床板 : 構造用針葉樹合板 厚 12mm 根太 : 40*40@300) デッキプレート 厚 1.6mm *賃貸借期間が 5 ヶ年と長期であるため、デッキプレートは溶融亜鉛メッキ仕上げのものを使用すること。 大引 C-75*45*15*2.3@1800 束 鋼製束@900*1800 または束+束石@900*1800 防湿ポリフィルム 厚 0.15mm 構造用針葉樹合板 厚 4mm 長尺塩ビシート 厚 2mm ・下足室は滑りにくい仕様 (ノンスリップシート等) とすること。 ・下足室は上履きと靴の履き替えを想定して床見切りを設置すること。 ・事務室には静養畳 (3 畳程度) を設けること。 *階段下倉庫は長尺塩ビシート不要とする。
	内壁	壁パネル (外壁兼用) 内壁ふかし 化粧石膏ボード 厚 12.5mm ビニルクロス張り (下地 軽鉄) *階段下倉庫はパネル及び石膏ボードあらわしとする。
	天井	石膏ボード 厚 9.5mm 断熱材 : グラスウール 厚 100mm (24Kg/m³) (下地 軽鉄) *階段下倉庫は不要とする。
	間仕切壁	両面石膏ボード 厚 12.5mm ビニルクロス張り (下地 軽鉄)
	内部建具	サッシ ・アルミ製 2 枚引違い戸 シリンダー錠、戸車、サムターン、バーハンドル ・アルミ製引違い戸 すべり出し錠、サムターン、戸車 ・アルミ製引違い窓 ガラス ・強化透明 厚 4mm (トイレは強化型板 厚 4mm)

* 事務室－図書工作室間の引違窓については普通透明とする。

(備品等の一覧表)

部屋名	備品・設備	大きさ (W*D*H) mm 数量等	備考
共通	カーテンレール (シングル)	各諸室及び廊下の外部 建具 *戸は不要	アルミ製
	カーテン (シングル)	各諸室及び廊下の外部 建具 *戸は不要	防災仕様
	消火器		消防法設置基準に準じて設置すること
下足室	下足箱	鋼製 24 人用 7 ヲ所	職員用・児童用
	傘立て	鋼製 50 人用 3 ヲ所	職員用・児童用
図書 工作室	掛時計	1 個	電池式壁掛け型 (30cm)
	空調設備	2 台	
	壁掛け扇風機	2 ヲ所	
事務室	掛時計	1 個	電池式壁掛け型 (30cm)
	ミニキッチン	W=1, 200 程度	電気温水器の設置
	空調設備	1 台	
男 子 女 子 便 所	手洗シンク	各 1 ヲ所 (全層式) レバー式カラシ 3 ヲ所 *各シンクに鏡 3 ヲ所 (300*450)	
	大便器	各 3 ヲ所	ウォシュレット及び 暖房便座不要
	小便器	4 ヲ所 (プッシュ式)	・1 ヲ所に手すりを設けること ・男子便所のみ
多目的 便 所	手洗器	1 ヲ所 (自動水栓) 鏡 1 枚 (300*450)	
	大便器	1 ヲ所	・手すりを設けること ・ウォシュレット及び 暖房便座不要
放 課 後 児 童 ク ラ ブ	児童用ロッカー	鋼製 15 人用 3 ヲ所	
	掛時計	1 個	電池式壁掛け型 (30cm)
	空調設備	2 台	
	壁掛け扇風機	3 ヲ所	
廊 下	手洗シンク	1 階 1 ヲ所	
		2 階 1 ヲ所	

				全層式 レバー式カラン 3 ヲ所 *各シンクに鏡 3 ヲ所 (300*450)	
	(電気設備) 一般事項 1 施工は、図面及び仕様書によるほか、電気設備に関する技術基準内線規程、建築基準法及び消防法等に準拠すること。 2 電気引込は、外部電力柱より単独での引込を想定している。引込に当たり、現地を十分に確認した上で、電力会社と協議を行い、必要な措置を施して適切に行うこと。また、仮設建物への配線については小学校の運営に支障がないように計画することとし、市担当者の承認を得て行うこと。なお、原則として外部電柱からの引込は1敷地に対し1カ所となるため、本件建物は、学校敷地とはフェンス等で区分し、接道までの敷地区分を明確化する必要性を有するものとする。本原理原則に基づき施工する方針ではあるが、電力会社との協議に基づく整備であれば、この限りではない。 3 消防設備は、必要想定設備を佐伯区の消防署と協議を行った上で決定すること。現状、消火器、非常用警報設備、誘導標識、避難はしごを想定している。 特記事項 1 幹線の電気方式は原則として下記による。 (1) 電灯・コンセント 単相 3 線式 100/200V (2) 動力 3 相 3 線式 200V 2 配線は、原則としてケーブルで施工すること。(内部：天井内ころがし、一部露出部分はモール配線、外部：露出部分は露出配管 (VE、PF 管)) 3 分電盤は、市担当者と協議の上、必要な設備を設置すること。 4 室内に設置する機器・配線は、原則として下記による。 5 電気の接続については、現地を十分に調査の上接続すること。 6 出入口にインターホンを設置すること。なお、事務室と各放課後児童クラブでも対応可能な仕様とすること。 ※機器 (1) 照明器具 照明はすべて LED 照明とし、照度については JIS 照度基準に基づき適切に器具を設置すること。 (2) コンセント (2 口) 放課後児童クラブ 6 ヲ所 (うち冷蔵庫用 1 ヲ所)、事務所 7 ヲ所 (うち冷蔵庫用、電気ポット用各 1 ヲ所)、図書工作室 4 ヲ所、廊下各階 2 ヲ所、その他必要な箇所に設置すること。 *壁掛け扇風機、換気扇、エアコンについては、専用の 1 口コンセントを上記数量とは別途で設置すること。 (3) スイッチ 動線に配慮し、必要箇所に設置すること。 ※配線 (1) 電灯・コンセントは VV-F ケーブル				

電灯回路 1. 6-2C 及び 1. 6-3C
 コンセント回路 2. 0-2C 及び 2. 0-3C

(機械設備)

一般事項

- 1 施工は、図面及び仕様書によるほか、広島市水道局「給水装置の設計施工事務取扱要綱」、広島市下水道局管理部管理課「排水設備の手引き」、広島市都市計画局監修の機械設備工事機材等標準図その他、関係法令に準拠すること。
- 2 給排水管類は全て新品とする。
- 3 給水は、小学校敷地内の既設埋設給水管より分岐にて引き込むこと。但し、付近の既存給水管から分岐する際に、本件で必要な給水量が見込めないため、仮設の受水槽を設置すること。
- 4 受水槽廻りはフェンス（H 1,800 程度）で囲うこと。また点検等の作業が出来るよう、フェンス内に空間を確保し、門扉（w 800 程度・カギ付き）を 1 ヶ所設置すること。
- 5 排水は、小学校敷地内の付近汚水桝へ接続すること。

特記事項

- 1 配管の材質は、下記による。
 - (1) 給水管 給水用塩化ビニール管（HIVP）
 - (2) 排水管 塩化ビニール管（VP, VU）
- 2 露出給水管及び給湯管は適切に保温を行うこと。
- 3 既存給水管からの分岐する際は、事前に市担当者の承諾を得てから行うこと。また、分岐箇所にはバルブ等を設け、ボックス等を設け、第三者がむやみに触れないようにすること。
- 4 給水管の地中埋設深さは、図示なき限り土被り 300mm 以上とすること。
- 5 汚水管及び雑排水管を小学校の既存汚水桝へ接続する場合は、中継ポンプ槽による圧送とすること。ただし、適切な勾配を設けて接続可能の場合はその限りではない。また、中継ポンプ槽を設置する際は、臭気等に十分配慮すること。
- 6 空調設備における室内機取り付けで、建築強度上支障が有る場合は、天井補強等を必ず行い、落下防止措置を講ずること。
- 7 空調冷媒・ドレーン露出配管は全てテープ巻き仕上げとする。また、ドレーン配管は自然放流とする。
- 8 児童が室外機に直接手を触れることがないように、フェンス（H 1,500 程度）にて室外機の三方を囲い、対策を講じること。また点検等の作業が出来るよう、フェンス内に空間を確保し、門扉（w 600 程度・カギ付き）を各 1 ヶ所設置すること。
- 9 仮設建物設置予定地に掛かる既設のグランド排水用の側溝は設置時に撤去とし、適切に経路変更を行うこと。経路変更時には、仮設建物設置に伴いグラウンドが水溜まり等で使用不可とならないよう、仮設建物のグラウンドに面する範囲には仮設の側溝を設け、既存グラウンド側溝に接続すること。また、設置時に撤去した側溝については復旧、新設する側溝については撤去処分を見込んでおくこと。
- 10 設備（空調設備等）の設置箇所や仕様については、以下の内容を参考とするが、市担当者と協議の上速やかに図面を作成し、市担当者の承認を得ること。

※機器

(1) 空調設備

各放課後児童クラブは天吊型エアコン（冷房機能 7.1kw 暖房機能 8.0kw）各 2 台、

	事務室は天吊型エアコン（冷房機能 5.6kw 暖房機能 6.3kw）1 台、図書工作室は天吊型エアコン（冷房機能 4.5kw 暖房機能 5.0kw）2 台を見込んでいる。 (2) 換気扇（24 時間換気タイプ） 建築基準法に準拠する性能を有する換気扇（24 時間換気）を各居室及びトイレなど必要に応じて設置すること。 (3) 壁掛け扇風機 各放課後児童クラブに 3 ヲ所、図書工作室に 2 ヲ所設置すること。
11 特記仕様 使用材料 の選定	1 合板、構造用パネル、集成材、単板積層材、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 2 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 3 接着剤はフタン酸ジ-n-ブチル及びフタン酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 4 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 5 1、3 及び 4 の建築材料等を使用して作られた家具、書架、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 6 ホルムアルデヒドの放散量は、建築基準法に定める「規制対象外」又は「第三種」とし、適用は特記による。 7 本工事においては、アスベスト含有建材料（アスベストを原材料として使用している建材）を使用しないこと。
12 特記仕様 室内空気 汚染対策	1 接着剤及び塗料は、使用方法及び塗布量を十分に管理し適切な乾燥時間を取り、施工時、施工後の換気等を十分に行い、室内に発生した科学物質等を室外に放出させる。 2 諸室の室内濃度を別表により測定し、市担当者に報告書を提出すること。 3 検査は図書工作室と放課後児童クラブ 1 にて行うこと。
13 その他の 特記仕様	1 契約後における材料、仕様等の変更は原則認めないが、市担当者と協議により承諾を得た場合は変更を可能とする。 2 工事車両の入退場は、児童の動線や周辺住民の通行などに細心の注意を払うこと。 3 大型車両搬入出時には交通誘導員を配置し、安全対策を徹底すること。 4 工事期間中は、児童が容易に侵入できないよう仮囲いにて区画し、出入口ゲートには鍵を取付けること。なお、仮囲いについては H=1,800 以上とする。 5 施工にあたって施設や設備（雨水桝、設備配管等含む）に損傷を与えないよう十分注意し、必要な場合は移設等を検討すること。 6 樹木剪定や遊具等の撤去、新設が必要な場合は、市担当者と協議し、復旧等が必要かを確認した上で速やかに図面を作成し、市担当者の承諾を得て、専門業者に施工させること。 7 外構工事関係は以下の内容を検討し、市担当者への承諾を得て、施工すること。 (1) 鉄棒 仮設建物設置予定地に既設の 5 基は撤去処分とし、4 基を新設にて設置すること。ただし、新設する鉄棒については市担当者の承諾を得て選定し、設置すること。 (2) 雲梯及びのぼり棒 既設のものは撤去処分し、南側のサッカーゴール裏に新設にて設置すること。ただし、新設する各遊具については市担当者の承諾を得て選定し、設置すること。 (3) タイヤ 仮設建物設置時に干渉するものについては撤去処分とすること。

	(4) バスケットゴール 仮設建物設置時に干渉する既設の固定式のものについては撤去処分とすること。 ＊遊具については解体時の復旧は不要とする。 8 既存施設等の設備の切替え等が必要な場合は、適切な処置を行い、対応すること。 9 雨水側溝を新たに設置する際は、グレーチングで蓋をするとともに防滑マットを敷くこと。仕様は小学校既設と同等とする。 10 仮設建物設置及び撤去後は、ビス等金属類も含めた廃材や小石（直径 10mm 以上）について、敷地内に残っていないことを確認すること。 11 仮設建物撤去後の敷地については、校庭の仕様と同程度にて整備すること。 12 本仮設建物に関する賃貸借期間中の法定点検については、落札者が責任を持って行うこと。 13 その他仕様のないものは、別途、市担当者と協議の上、必要な設備等は施工すること。
--	--

室内空気汚染対策について（別 表）

1 測定する対象物質と厚生労働省が定める指針値

① ホルムアルデヒド		$100 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm) 以下
② トルエン		$260 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm) 以下
③ キシレン		$200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下
④ パラジクロロベンゼン		$240 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下
⑤ エチルベンゼン		$3800 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm) 以下
⑥ スチレン		$220 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下

2 測定方法

① 一般施設

測定は、原則としてパッシブ型採取機器を用いて、次の要領で行う。

なお、測定方法は、市担当者の承諾を受けること。

(1) 30 分間換気

測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉を含む。）を開放し、30 分間換気する。

(2) 5 時間閉鎖

(1)の後、測定対象室のすべての窓及び扉を5 時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。

(3) 測定

測定は次のアからウによる。

パッシブ型採取機器の設置場所は、部屋の中央付近で、床から 1.2～1.5m とする。

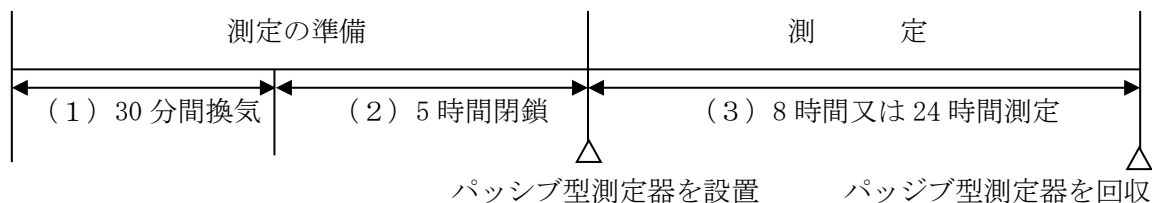
ただし、放課後児童クラブは、机上の高さとする。

(ア) (2)の状態のままで測定する。

(イ) 測定時間は、原則として24 時間とする。ただし工程等の都合により、24 時間測定が行えない場合は、8 時間測定とする。

なお、8 時間測定の場合は、午後 2 時～3 時が測定時間帯の中央となるよう、10 時 30 分～18 時 30 分までの時間帯で測定する。

(ウ) 測定回数は1 回とし、複数回の測定は不要とする。



注：(1) (2) (3) において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

(4) 分析

採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。

② 放課後児童クラブ

(1) 測定方法

測定は、パッシブ方式による場合は①により行い、アクティブ方式による場合は次の要領で行う。
なお、測定方法等は市担当者の承諾を受けること。

(ア) 2(1)、(2)を適用する。

(イ) 測定位置は部屋の中央付近の少なくとも壁から 1m 以上離れた机上の高さで行う。

(ウ) 測定時間は、30 分間（午後 2 時から 3 時頃）で 2 回以上とする。

(エ) 分析は、厚生労働省が室内空气中化学物質の濃度を測定するための標準的方法として示した、次の①、②によって行う。

① ホルムアルデヒドは、ジニトロフェニルホドラジン誘導体化固相吸着／溶媒抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法によって行う。

② 揮発性有機化合物は固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法の 3 種の方法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフィー質量分析法によって行う。

(オ) (ア) (イ) (ウ) (エ)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。

ただし、局所的な換気扇等で、常時稼働させないものは停止させたままとする。

3 測定結果の報告

① 工事名、工事場所、建物用途

② 構造・規模

③ 対象室の仕上表及び材料の等級並びに採取位置（平面図）

測定条件及び測定結果（測定開始日、測定終了日、天候、測定方法、測定機器、製造者、分析方法、測定対象室名、室面積、測定物質、測定値、バッジ等番号（パッシブ型の場合）、測定時の空調換気方法、設計機械換気量、省エネモードの有無、測定開始時の室内温度、湿度、内装工事終了からの日数、測定時間、状況写真）

4 測定結果が厚生労働省の指針値を超えた場合の措置

測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度 2 により測定を行う。